

## 平成30年度からの地域市民センターで行う業務・体制について（素案）

### 1、窓口業務の見直し案（旧支所を除く19の地域市民センター）

- ① 証明書交付を「専用FAXによる即日交付」から「郵送による後日交付」に変更。  
《現在》 専用FAXにより住民票、住民票記載事項証明、印鑑登録証明、戸籍、戸籍附表、課税証明、非課税証明、所得証明、固定資産評価証明を即日交付。  
《変更》
  - ・申請は受け付け、旧支所センターから郵送による後日交付とする。  
(交付できる証明類は、現在と同様。)
  - ・障害者や要介護者等を対象とした住民票等宅配サービス実施。
  - ・マイナンバーカード取得を一層推進し、コンビニ交付を進める。
- ② 収納業務を金融機関、コンビニでの納付に移行。
  - ・口座振替、コンビニ納付が可能な市税、使用料、手数料等の収納について、郵便局をはじめとする金融機関やコンビニでの納付に移行する。
  - ・口座振替による納付を一層推進する。

※市からの通知等 行政手続関係の相談対応、施設にかかる料金（当該施設の使用料、コピー代、輪転機代等）の収納は継続して行う。

### 2、職員体制、地域支援業務等の見直し案

- ① 現在23地域市民センターに配置している「地域支援補助員（嘱託職員）」を、国の財政支援がある「地域マネージャー（集落支援員）」に変更して配置。  
地域マネージャーの職務は、地域支援、地域の課題解決に向けた活動支援を積極的に主体的に行うこと。（地域カルテ作成、自治振興会会議への出席 等）  
地域マネージャーの募集募集方法は、地域推薦を主とし、公募による採用も予定。
- ② 地域カルテを作成する。  
地域マネージャーが中心となって作成するが、基本的な部分の確認や統一が必要であるため、作成支援業務委託を行う。
- ③ 地域市民センター長を嘱託職員とすることについては、各方面からの意見をいただきながら検討を継続。
- ④ 自治振興会支援アドバイザー委託する。  
自治振興会が小規模多機能自治に取り組むため、地域市民センター職員や振興会役員への専門的アドバイスを受ける。

### 3、見直し予定時期 平成30年4月1日から